

2日間の
講習となります

低圧電気取り扱い特別教育開催について

ハイブリッド車及び電気自動車を扱う場合には、労働安全衛生法により特別教育が義務付けられております。また、ハイブリッド車に搭載された高電圧バッテリーの脱着を行うには、2日間の講習を修了しなければなりません。受講希望の方は、下記の受講希望者欄に氏名をご記入いただきFAXにてお申し込みください。是非、この機会に受講されますようお願い致します。

※ 特別教育の主旨

事業者は、労働者をハイブリッド、電気自動車の高電圧部位の整備につかせるとき、業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないことが、労働安全衛生法で義務付けられています。また、特別教育は、**本来事業者が事業内訓練として実施するものです**。

日 程	令和元年8月28日(水)・29日(木)(2日間)
時 間	9時30分～17時まで
場 所	自動車整備振興会 附属実習場
受 講 料	8,000円(昼食付き) ※会員外は16,000円
定 員	20名(先着順)
教 材	ハイブリッド車3台(トヨタ・日産・三菱)

受講希望者

1.	2.
----	----

事業場名		担当者名	
------	--	------	--

申込期限:8月8日(木)【 整備振興会FAX : 0157-24-4549 】